



## 空き店舗対策補助事業について

問 企画調整課 商工観光係 476-1111 (221)

町内の商業活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者などに対し、開業に係る経費（店舗改修費など）の一部を助成します。

なお空き店舗とは、商業活動が3か月以上利用されていない店舗（商業または事務所の用に供していたもの）のことをいいます。

### 【補助対象者】

- 個人又は法人（中小企業）、その他の団体

### 【補助の要件】

- 小売店、飲食店、サービス業（風営法に規定するものを除く。）  
（飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。）
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- 概ね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設（展示場、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。）
- 次のいずれにも該当しないこと
  - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
  - ・町税などの滞納をしている事業者
  - ・その他町長が不相当と認める事業を行おうとする事業者

### 【補助対象経費】

- ・店舗の改修に要する費用で、改修費の総額が1件20万円以上であること
- ・店舗の賃借料

### 【補助金額】

店舗改修費用

- ・補助金の上限は50万円

店舗賃借料

- ・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

### 【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の交付手続き等の詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。



## 観光名刺台紙を無料配布します。

問 企画調整課 広報統計係 ☎ 476-1111 (223)



企画調整課では、大崎町の観光地、四季と魅力を題材とした名刺台紙の無料配布を行います。

観光名刺台紙は、広く町民の皆様に利用してもらうことで、大崎町の魅力を宣伝し、観光客などへの誘致促進を図ることを目的としています。

ぜひご活用ください。

■配布場所 役場企画調整課

■配布日 月曜日～金曜日 8:30～17:15